

年金積立金の運用組織の改革

(年金積立金管理運用独立行政法人法)

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）を受けて、年金積立金の管理及び運用を行う独立行政法人として、年金積立金管理運用独立行政法人を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定める。

1. 運用組織の概要

組 織

年金積立金の管理運用のための独立行政法人（名称：年金積立金管理運用独立行政法人）を創設し、年金資金運用基金を廃止。

目的及び業務：厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用。運用収益を年金特別会計に納付。

運 用

(運用委員会)

法人に運用委員会を置き、中期計画等を審議するとともに、運用状況など管理運用業務の実施状況を監視。

運用委員会は、経済・金融に関して高い識見を有する者などのうちから厚生労働大臣が任命した委員で組織。

(運用の基本方針)

法人は、中期計画において、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）等の運用の基本方針を策定。

運用の基本方針は、民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、運用の目的に適合するものでなければならないものとする。

(運用方法)

信託銀行との信託契約（運用方法を特定しないもの）、投資顧問会社との投資一任契約、有価証券の売買（株式を除く）等の方法により安全かつ効率的に行わなければならないものとする。

(受託者責任)

理事長及び理事に、慎重な専門家の注意義務、忠実義務、秘密保持義務を課す。

厚生労働大臣等の関与

(中期目標)〔独立行政法人通則法の規定〕

厚生労働大臣は、法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、法人に指示。

中期目標において、確保すべき運用利回りなどの運用目標や業務運営の効率化に関する事項を定める予定。

(評価委員会の評価)〔独立行政法人通則法の規定〕

厚生労働省の評価委員会は、毎年、法人の業務の実績について評価を行い、必要に応じて業務の改善等を勧告。

(特に必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

厚生労働大臣は、年金積立金の安全かつ効率的な運用を行うため特に必要があると認めるときは、法人に対し、管理運用業務に関し必要な措置をとることを要求。

(年金財政に与える影響の検証)

厚生労働大臣は、毎年度、年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証。

2 . 年金資金運用基金の業務の廃止等

(グリーンピア)

平成 1 7 年度までに廃止。

(住宅融資)

平成 1 8 年度以降は、新規の住宅融資は行わない。独立行政法人福祉医療機構が既往の住宅融資債権を承継し、管理・回収を実施。

(教育資金貸付あっせん)

国民生活金融公庫等からの年金被保険者に対する教育資金貸付のあっせん業務については、独立行政法人福祉医療機構が年金資金運用基金から承継して実施。

3 . 法人の設立日

平成 1 8 年 4 月 1 日

年金積立金の運用の在り方

年金積立金の運用の基本的在り方

専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行う。
金融市場等への影響に留意しつつ、安全・確実を基本としつつ、特定の運用方法に集中しないように行う。

現 状

厚生労働大臣が、分散投資の考え方にに基づき、長期的に維持すべき資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定め、これを目標に運用。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
68%	12%	7%	8%	5%

(11年財政再計算を前提に、長期的に賃金上昇率を1.5%上回ることを目標として設定)

市場運用では債券運用・株式運用とも、長期的に市場平均の収益率を確保することを目標。

この運用方針に従って、年金資金運用基金が、年金積立金の管理・運用業務を実施。

約9割を民間運用機関(34社)に委託し、運用を管理。
一部国内債券を直接運用。

今後の運用の在り方

運用方法

長期的に、安全かつ効率的な運用を行うため、国内債券を中心としつつ、国内外の株式等を一定程度組み入れた分散投資を行うことが必要。

今後巨額な運用資産額となることなどを踏まえ、市場への影響や安定的な運用収益の確保にも留意しつつ、専門的な観点から検討を行い、債券、株式等の具体的な構成割合等を決定。

運用組織

グリーンピア業務・融資業務を廃止し、運用業務に特化。
専門性を徹底し、責任の明確化を図るため、専門家集団が運用方針を決定。

組織形態の見直しが必要

年金積立金運用の在り方については、「特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)」において、次期財政再計算時(平成16年まで)に検討し、決定することとされている。

年金積立金運用の改革

